

【高齢者施設等向け】 新型コロナウイルス 集中的検査に係る抗原定性検査キットの 配付について Q&A

令和4年11月

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

Q1 どのような目的の制度ですか。

集中的検査とは、新型コロナウイルスの感染により重症化するリスクの高い方が多い高齢者施設等におけるクラスター対策を強化するため、感染拡大期に従事者に対し、抗原定性検査簡易キット(以下「検査キット」という)による検査を集中的実施するものです。そのための検査キットを配付いたしました。

集中的検査の開始時期は、県からホームページにてお知らせいたします。

URL:https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/concentrated_test.html

集中的検査の開始となりましたら、従事者に対し、週2～3回の検査をお願いします。

Q2 「検査対象施設」はどのような施設ですか。

検査対象施設は、別添、「高齢者施設等の皆様へ」に記載されている山梨県内(甲府市内所在施設を除く)の高齢者施設等となります。(その他の施設については、現状実施しているPCR検査での対応となり、特段の対応をいただく必要はありません)

なお、検査実施に際しては、配置医師又は連携医療機関と連携する体制があり、かつ、検査キットによる検査に関する研修を受講している職員がいることで検査が実施できます(別紙「高齢者施設等の皆様へ」2.対象施設の項目を参照)。

Q3 配付の計画はどのように予定されていますか。

最初に配付するのは2週間分(6回分相当)を送付いたします。そちらを保管しておいていただき、集中的検査の開始が県ホームページに掲載された時から検査を開始してください。(保管温度は2℃～30℃にしてください。)

検査開始後に追加の検査キットを委託業者より配付いたします。配付状況については、県ホームページに掲載いたします。

URL:https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/concentrated_test.html

Q4 医療従事者不在の下での検査キットの使用は可能ですか。

医療従事者が不在の場合に鼻腔から検体を自己採取し(鼻腔孔から2cm程度奥を拭う)、キットを使用することは、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員(別紙「高齢者施設等の皆様へ」2.対象施設の項目を参照)の管理下であれば可能です(自ら鼻咽頭検体を採取する(鼻腔孔から10cm程度奥を拭う)のは危険ですので、しないでください)。

また、検査キットを使用する前に、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができるようにしておいてください(受診可能な地域の医療機関(新型コロナウイルス感染症の診断・治療・検査を行う医療機関)を把握しておいてください)。

Q5 検査を受けられる人は誰ですか。

今回検査キットが配付された高齢者施設等の従事者が対象になります。集中的検査が開始になりましたら、週2~3回、有症状、無症状に関わらず検査を実施してください。

検査の結果は、絶対ではないことに十分留意し、体調の悪化を自覚した場合は、結果にかかわらず医療機関を受診してください。

Q6 「従事者」とはどこまでを指しますか。

原則として、施設利用者・入所者と対面・接触する職員及び施設の清掃を行う職員や利用者・入所者と対面する事務職員も対象となります。(施設の状況に応じてご判断ください)。

また、施設が直接雇用していない委託業者等であっても、利用者・入所者と対面・接触する可能性があれば、対象となります。

Q7 検査キットが使える期間はいつまでですか。

検査キットの外箱に記載されている使用期限までお使いいただけますが、集中的検査のみにご使用ください。

Q8 検査対象施設に関連施設を併設している場合、その施設の職員等も検査を受けられますか。

今回、配付する検査キットは、当該施設に対して配付するものですので、その事業(サービス)に従事する職員に対し、使用してください。

関連施設が今回の集中的検査の対象でない場合は、別途配付している有症状者向けのものを使用してください。

URL:https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/kensa_kit.html

Q9 検査はいつ受けたらよいですか。

県の集中的検査開始のお知らせののち、出勤した際などに週2～3回、ご使用ください。

URL:https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/concentrated_test.html

Q10 検査は必ず受けなければなりませんか。

集中的検査の開始ののちは、従事者の方は週2～3回、必ず受けるようにしてください。

Q11 検査キットの費用はかかりますか。

検査キットの費用は、県が負担します。

ただし、保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設においてご負担をお願いします。

Q12 検査で陽性となった場合はどうなりますか。

陽性判明者は出勤・利用を停止し、確定診断で陰性が出ない限り、療養してください。

また、速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。医師の診察により確定診断となります。

なお、確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「接触者」を各施設で自主的に特定し、速やかに帰宅させるなどの措置を講じてください。

Q13 検査で陰性となった場合はどうなりますか。

症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性(感染しているのに検査が陰性になる偽りの陰性)だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

なお、医療従事者が常駐しない施設で検査を実施した場合、偽陰性の可能性もあることから、施設は、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。

(参考) 配布キットによる結果を踏まえた対応の例

	陽性だった場合の対応	陰性だった場合の対応
医師が実施する場合 (医師の管理下で実施する場合を含む。)	医師の指示に基づき対応する。(診断、他院受診等)	医師の指示に基づき対応する。(診断、他院受診等)
医師以外の医療従事者が実施する場合	・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。	・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。 (医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)
医療従事者以外の者が実施する場合	・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。	・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。 (医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)

Q14 配付された検査キットを用いて医療機関が検査を行う場合、医療法第 15 条の2に規定する検体検査の精度の確保に係る基準に関する各種規定は適用されますか。

適用されます。

なお、本検査キットは、公的医療保険の診療に用いることはできません。

Q15 使用済みの検査キット及び使用期限を過ぎた検査キットの廃棄はどうしたらよいですか。

製品の添付文書の廃棄上の注意事項を参照し、廃棄物の回収事業者に確認して廃棄してください。なお、廃棄に要する費用は施設でご負担願います。

Q16 検査キットの使用実績はどのように報告したらよいですか。

集中的検査が開始した場合、速やかに検査を開始し、有症状者が出た場合のみ、以下の URL にある報告フォームより、土曜日から金曜日の分を翌月曜日までに報告をお願いします。

URL:<https://forms.office.com/r/fg2KYqgkqu>

